平成２６年度第１回自然再生専門家会議

会議録

１．日　　時　　平成２６年6月２４日（火）１０：００～１２：００
２．場　　所　　経済産業省別館１０４会議室
３．出 席 者

（委　員　長）	進士五十八		
（委　　　員）	大和田紘一	近藤　健雄	鈴木　和夫
	辻本　哲郎	中村　太士	広田　純一
	三浦　慎悟	鷲谷いづみ	和田　恵次
（環　境　省）	亀澤自然環境計画課課長		
	小泉自然環境計画課課長補佐		
	高下自然環境計画課事業係長		
（農林水産省）	菅野大臣官房環境政策課生物多様性保全係長		
	岸田大臣官房環境政策課事務官		
（国土交通省）	池田環境政策課課長補佐		
	中村公園緑地・景観課課長補佐		
	荒金公園緑地・景観課緑地環境技術係長		
	森久保河川環境課企画専門官		
	久保海洋・環境課専門官		
（文部科学省）	合田生涯学習政策局専門調査官		
	鵜澤生涯学習政策局研修員		
（実　施　者）	茂木群馬県県土整備部都市計画課課長補佐兼公園緑地係長		
	栗原群馬県県土整備部館林土木事務所都市施設係長		

４．議　　事

【環境省自然環境計画課課長補佐（小泉）】　それでは、皆様、予定の時刻となりましたので、これから平成26年度第1回自然再生専門家会議を開始いたします。

私、事務局を務めます、環境省自然環境局自然環境計画課の小泉と申します。よろしくお願いいたします。

まず､開会に当たりまして､自然環境局自然計画課の亀澤課長よりご挨拶申し上げます。

【環境省自然環境計画課課長（亀澤）】　皆さん、おはようございます。本日は、お忙しい中､26年度の第1回専門家会議にお集まりをいただきまして､大変ありがとうございます。

本日は、議題を大きく二つ用意をしております。一つは、群馬県館林の辺りにあります

多々良沼・城沼における自然再生事業実施計画について、もう一つが昨年度より議論をしていただいております自然再生基本方針の見直しについてでございます。
1点目の多々良沼・城沼のほうは、平成22年の4月に自然再生協議会が設立されておりまして、24年の1月に全体構想が既に策定されております。それを踏まえて、今年1月に作成されました実施計画の送付がありましたので、それに対して助言を行うかどうかということについて、ご意見をお伺いするものでございます。
もう1点の自然再生基本方針の見直しにつきましては、およそ1年前に作業に着手をしたところでございますけれども、昨年10月には釧路湿原での現地調査を含めまして、この専門家会議でもご議論をいただいております。そのほか、今年2月にはNGO等との意見交換会を行いましたし、そのほか幾つかの団体から意見を聞く機会を設けてきたところでございます。今日は、前回1月の会議とか、あるいは2月のNGOとの意見交換会等でいただいたご意見を踏まえて、前回から修正をした基本方針の案を用意いたしましたので、改めてご意見、アドバイスをいただければと思っております。
新しい基本方針につきましては、これまでも申し上げておりますように、本年の10月ごろに閣議決定をしたいと考えております。それに向けまして、本日の会議が終わりましてから、7月には今日いただいたご意見も踏まえて修正をしたものをパブリックコメントにかけたいと思います。その後、8月には、そのパブコメの結果のご報告を兼ねて、再度この専門家会議にお諮りをした上で閣議決定に持っていければと思っておるところでございます。
本日は以上2点につきましてご議論いただき、限られた時間の中、忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
【環境省自然環境計画課課長補佐（小泉）】　続きまして、本日、ご出席の委員の方々のご紹介ですが、大変恐縮ですが、時間の都合上、割愛させていただきたいと思います。お手元の資料に出席者名簿、それから配席図をお配りさせていただいておりますので、そちらのほうでご確認いただければと思います。なお、本日、池谷委員、それから吉田委員におかれましては、所用により欠席のご連絡をいただいております。
次に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。一番頭の資料にホッチキスどめで専門家会議議事次第という資料がございまして、2枚目に資料一覧ということでございます。資料1が専門家会議の開催について、1枚紙です。それから資料2、推進法に基づく協議会の概要、資料3として実施計画助言に当たっての主務大臣の手続、資料4として、本日ご議論いただきます多々良沼・城沼の自然再生協議会の全体構想の概要、それから資料5として実施計画の概要。さらに資料6といたしまして、もう一つの議題であります基本方針見直しにつきまして、前回の25年度第2回会議の概要、それから資料7としては2月に行われました自然保護団体との意見交換の概要、さらに資料8としまして基本方針の見直し、資料9としまして基本方針見直し（案）の新旧対照表となってございます。
さらに、別とじでホッチキスどめで参考資料が1から4までということでお配りしており

ます。多々良沼・城沼の全体構想、実施計画、それから資料3、4として地域戦略における生態系ネットワーク図化の整理、それから生物多様性の重要性についての記載がされている計画という、以上の資料となってございます。

資料に不備のございます方、おられましたら事務局のほうにお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、本専門家会議ですが、進士委員が委員長に選任されておりますので、ここからの進行は進士委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【進士委員長】　おはようございます。皆さん、朝から遠路、ご苦労さまです。

先ほど亀澤課長からお話があったように議題は二つですが、最初に、これまでの取組状況を先にご報告いただいて、先ほどの議題二つをご審議いただきたいと思います。

早速ですが、自然再生事業の推進に向けた取組状況について、ご説明ください。

【環境省自然環境計画課事業係長（高下）】　まず、資料2をご覧ください。

こちら、1ページめくっていただくと、表紙に全国の位置図という、いつもつけてある資料があると思いますが、昨年度の1月に25年度第2回の自然再生専門家会議でご説明した数から変わっていなく、協議会の数は全国で25となっております。協議会の前に付してある番号は設立順になっており、昨年度設立された高安自然再生協議会が一番直近のものとなっております。

次のページをめくっていただけますでしょうか。

次は、こちら、昨年度設立された自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立状況の一覧ということで、全体構想と実施計画の作成日を付しております。こちら、昨年度設立された高安自然再生協議会を除く24の協議会で全体構想が作成されております。実施計画については20の協議会で35の実施計画が策定されており、こちら、今回、多々良沼の実施計画を策定し、36となる予定となっております。

それぞれの協議会の実施内容は、次のページから、1ページから52ページのとおりですが、すみませんが、本日は時間の都合上、説明いたしませんので、後ほどご覧いただければと思います。

以上です。

【進士委員長】　以上ですが、何か特にご発言はございますか。よろしいですか。後の議論の中で、何かありましたら、また思い出してお話しいただくということで、これはご了承いただいたことにいたします。

それでは、本日の議題、最初、自然再生事業実施計画書について、多々良沼及び城沼周辺自然再生事業実施計画について、ご説明いただきます。

【群馬県館林土木事務所（栗原）】　皆さん、こんにちは。群馬県館林土木事務所の、私、栗原と申します。右に、群馬県庁都市計画課の茂木と申します。よろしくお願いします。

【群馬県都市計画課（茂木）】　よろしくお願いします。

【群馬県館林土木事務所（栗原）】　それでは、座って説明させていただきます。

お手元に今日の資料、パワーポイントの資料がございますけれども、それに沿って説明させていただきたいと思います。

まず、多々良沼・城沼自然再生協議会の経緯についてでございますけれども、近年の沼周辺における開発などから、水質の悪化や植物希少種の減少、水鳥の飛来種の減少及び外来種の侵入による在来種の減少などが問題となって、群馬県、館林市、邑楽町では、この問題に対応すべく自然再生型の都市公園の整備や水質浄化の取組などを進めてまいりましたが、これをさらに推進し、有機的に結びつけ実効性のある取組に進化させるために、沼の健全な利用や環境教育・環境活動の充実など、より一層の地域を巻き込んだ多角的な取組を地域の独自性を育みながら進めることが必要であると考えまして、沼の豊かな自然を保全、再生、創出、維持管理していくために必要な取組について、ともに考え、そして実践していく場といたしまして、先ほどご紹介がありましたように、平成22年4月10日この協議会は設立されました。

設立後、3回の協議会や現状の課題の整理、現地視察、目標等の整理を行いまして、協議会としては平成23年5月13年なんですけれども、承認をいただきまして、その次の第5回の協議会で全体構想が決まりました。その後、親水性、生態系、水質の三つの部会に分かれまして、それぞれの部会ごとに検討したい事項について協議してまいりました。協議を進める中で、全体構想に掲げた目標に近づけるためには誰が何をするのかということを明確にする必要があるため、まず群馬県館林土木事務所の実施計画を策定したところでございます。

次に、位置でございますけれども、ご存じの方もいらっしゃるかと思うんですけれども、群馬県は鶴舞う形の群馬県という鶴が舞うような形になってございまして、本地域は群馬県の鶴の頭部に位置してございます。日本一暑い町ということで、ご存じの方もいらっしゃるかと思うんですけれども、館林市は40度を超えるような暑い日もございまして、現在では館林土木事務所管内では大泉町という町があって、ワールドカップで盛り上がったりいたしまして。また群馬県では、パンフレットのほうをお配りしたんですけれども、つい先日、富岡製糸場が世界遺産登録になったというところで、県を挙げて熱くなっているというところでございます。

続きまして、本実施計画の対象地域でございますけれども、邑楽・館林地域は、低地の湿原が数多く存在し、湖沼やヨシ原などを中心に、地域特有の生態系を保持してきました。全体構想の活動エリアにつきましては、多々良川と鶴生田川の流域といたしましたが、今回の自然再生事業の対象箇所については、多々良沼を含む多々良沼周辺の約150ヘクタールと城沼を含む城沼周辺の約100ヘクタールを対象箇所といたしました。

続いて、この地域の現状と課題についてでございますけれども、まず多々良沼においてですが、ムジナモやオニバスなどの水生植物が多数生育した北関東でも有数な低湿地の天

然の池沼でありましたけれども、戦後の経済成長によって近隣の排水やごみの流入などの影響から池沼のバランスが大きく崩れてきたことを背景にいたしまして、排水やごみの影響から多くの種が絶滅もしくは減少してしまい、現在も環境や景観を大きく損ねているところでございます。そこで、今後といたしましては、水質の改善や絶滅危惧種、希少種などの復活を目指しまして、外来生物が持ち込まれないように配慮しながら多様な生態系を再生・保全していく必要があると考えております。

続きまして、城沼のほうについてでございますけれども、経済成長以降、急激に発展した市街地からの排水が城沼に流れ込むようになったことからアオコの発生が頻発し、沼の自然環境が大きく変わってしまいました。現状といたしまして、城沼を含む鶴生田川は県内河川の水質測定結果において常にワースト上位にありまして、汚濁の程度を示すBODが環境基準を大きく上回っている状況でございます。その表が添付されておりますけれども、近年は急激な勢いでハスが沼の中に繁茂しまして、沼の水質や生態系への影響が懸念されている状態でございます。今後は、ミズアオイなどの希少植物の保全や外来生物が持ち込まれないように配慮しつつ、適正な管理が必要であると考えております。

次に、現状と課題といたしまして、多々良沼と城沼の現状と課題につきまして整理いたしますと、さまざまな要因がございますが、大きく三つの課題が整理できまして、まず一つ目といたしまして、水辺の自然環境の貧化が一つ目でございます。続きまして、水質の汚濁が二つ目でございます。三つ目といたしまして景観の悪化の三つの課題が相互に関係して、負の連鎖を引き起こしていると考えられております。

そこで、多々良沼・城沼自然再生事業全体構想では、「人と沼の絆の創造と再生」をスローガンといたしまして、基本方針を沼本来の姿を保全・再生する、次に、新たなる人との関わりを創出する、次に、この地域に生きる証と誇りを後世に引き継ぐといたしまして、次の四つの目標を定めました。一つ目は、水質改善といたしまして、汚濁負荷と自然浄化のバランスを整える。二つ目は、生態系の保全といたしまして、多くの人の手を借りて自然を再構築する。三つ目といたしまして、親水性の向上として沼と触れ合い愛着をもって沼と接する。四つ目は、地域の協働関係の構築といたしまして、多様な団体や幅広い市民が協力し合う関係を構築することとしています。

今回の館林土木事務所の自然再生事業の内容でございますけれども、多々良沼・城沼、それぞれにおきまして、全体構想で掲げられました目標に向かいまして、多々良沼では6事業、城沼では4事業の自然再生事業を計画いたしました。

まず、一つ目といたしまして、ヨシ刈りなどの実施ということでございます。繁茂した状態のヨシにより発芽が抑制されている希少植物等の復元を促すため、植物の発芽時期の春先までに地域住民やボランティアとともにヨシの刈り取りを行います。沈殿したヨシから栄養分が溶け出す水質の富栄養化が進むため、ヨシ刈りしたヨシを搬出することにより富栄養化の原因となる栄養分を取り除く。ヨシ刈りの実施箇所につきましては、多々良沼、

まず最初に多々良沼なんですけれども、多々良沼の西側にございますガバ沼、図面で言うと大き目のほうですね、左側の部分がガマ沼と呼ばれておりまして、このエリアと東側、少し薄くなっている部分があるんですけれども、ここの部分、自然観察エリア周辺を中心に実施するとしています。モニタリングといたしましては、ヨシ刈り面積を把握するとともに、刈り取り箇所における植生の種類や群落の変化などの調査を行います。水質については、実施箇所の改善状況を把握するとともに、未実施箇所との比較を行い効果の検証をしていきたいと考えております。

続きまして、多々良沼の2番でございますが、ごみの流入の防止と除去でございます。多々良沼に流入する多々良川及び孫兵衛川の河川のごみの除去を、上流部、沼周辺の地域住民、ボランティア、行政とともに行うということにしております。モニタリングといたしましては、毎月のトータル除去量と主な種類について調査したり、別途実施される沼周辺の環境保護・保全活動で収集した量についても調査していくとしています。

多々良沼の三つ目でございますけれども、園内管理等といたしまして、草刈りほかでございますが、公園区域内の施設整備、管理を行うとともに、園内の草刈りや清掃などを地域住民やボランティアとともに実施します。公園内の植栽管理については、維持管理の状態や方法などについて管理基準を設けるほか、保全する範囲などを設定いたします。草刈りは、親水性や生態系の保全の観点から、箇所や範囲、刈り取り頻度、刈り取り方法などを定めます。保全箇所は、モニタリング調査結果などから動植物の生息域を把握し、保全する範囲や保全方法を定めていきたいと考えております。モニタリングにつきましては、管理状態についての意見、アンケート調査を行う、刈り取り範囲などを把握するとともに、新たな植生や保全状況について聞き取り調査を実施するとしています。

多々良沼の4番目でございますけれども、周遊園路整備でございます。沼に沿って、沼の景色を眺めたり水際の生態系が観察できる親水性の高い園路を整備することとしています。園路整備に当たっては、ビューポイントなども整備したいと考えております。整備に当たっては、本地域から産出される資材を積極的に使用し、環境への負荷の低減に努めたいと考えております。モニタリングといたしましては、公園来園者及び利用者についての調査を実施していきたいと考えております。

多々良沼の5番目でございますけれども、エコトーン等の整備を掲げています。周回園路整備とあわせまして、沼周辺の生態系の多様性を高めるためにエコトーンの整備を行います。以前、田んぼとして耕作していた用地は土壌シードバンクとなっていることが考えられるので、湿性植物の復元を促すための整備及び管理を行います。自然観察エリアからの流水を利用しまして、多々良沼の水位差の影響を緩和する水路や湿地帯の整備を検討します。モニタリングといたしましては、湿地植生帯に生息する動植物を調査しながら、湿地植生の再生箇所及び新たに発芽した植物及び動物の種類や範囲など、希少種の増減、外来種の増減について調査いたします。

多々良沼の6番目になりますけれども、平成16年度に完成いたしましたボランティアセンターの利活用についてでございます。多々良沼周辺の自然再生や自然を活かした地域間交流を目的とした活動や、自然観察会などを実施する団体などにボランティアセンターを貸し出し、活動を支援したいと考えております。モニタリングといたしましては、ボランティアセンターの利用者数や目的及び滞在時間等について調査したいと考えております。

続きまして、城沼のほうになります。城沼につきまして1番目の事業といたしましては、希釈による鶴生田川の浄化という事業でございます。城沼の水質を改善させることを目的として、城沼に流入している鶴生田川の水質を希釈効果により改善させるため、多々良沼から鶴生田川に導水するというものでございます。モニタリングといたしましては、導水量を把握するとともに、鶴生田川及び城沼の水質を調査していくこととしています。

城沼の2番目でございます。礫間接触による鶴生田川の浄化。城沼に流入する鶴生田川の水質を改善させるために、上流部に設置された礫間接触浄化施設を稼働します。モニタリングといたしましては、流入口及び流出口の水質の調査を行います。

城沼の3番目でございますが、植生施設等による城沼の浄化を実施したいと考えております。城沼内の水質の浄化を行うために、浮島やアメンボ島などを稼働いたしましてアオコなどの発生を抑制したいと考えておりまして、モニタリングといたしましては、沼流入口、沼中央、沼の流出口の水質の調査を実施すると。

城沼の4番目、最後の事業になりますが、ハス狩り（底泥浚渫）でございます。富栄養化した沼内の栄養分を吸収し、爆発的に繁茂したハスの刈り取りや底泥を浚渫することとしています。実施箇所については、沼の利用を考慮して関係者と協議しながら範囲を決定していきたいと考えております。モニタリングにつきましては、ハスの繁茂状況及び水質を調査いたしまして、ハスの繁茂状況については、年間の最大成長期の8月末ごろを目安に繁茂範囲を測定し図面や写真で記録します。水質の改善状況については、沼の入口、中央部、出口の定期的な水質の調査を行うほか、ハスが繁茂している時期には、密集しているところとしていないところの測定を行い記録をすることとしています。

これらの事業を実施することによりまして、事業の効果についてですけれども、水質の改善につきましては、ヨシ刈りやごみの除去により自然に対する汚れを取り除く、また、多々良沼から鶴生田川への導水、礫間接触浄化や植生施設による浄化、ハス刈り、底泥浚渫を行うことにより沼の自然浄化能力を回復させ、かつて見られていた水生動物や水草などの回復を目指します。

二つ目ですけれども、生態系の保全ですが、草刈りなどと当時に外来種の駆除を行ったり、ヨシ刈りやエコトーン等の整備を行ったりして埋没している希少在来種の発芽を促し、水域と陸域の環境が互いに接し入り組んでつくられている豊かな生態系を保全・復元させ、多様な生物が生息する場所となることを目指します。

最後に、親水性の向上といたしまして、草を刈ったりごみを取ったりして親水性を向上

させ、ライフスタイルの変化により薄れていた人と沼との関わりを取り戻すとともに、日常的に沼と関わることで沼に愛着を持つ人々を増やし、沼の自然環境の再生を目指すこととしております。

以上、雑駁ではございますけれども、館林土木事務所の実施計画内容でございます。

以上です。

【進士委員長】　ご説明ありがとうございました。

委員の皆さんは、資料3にありますように、実施計画・全体構想を受け付けて、それの助言実施の有無の判断をして、それで助言するか、しないかということ、これもちょっと頭に置きながら、軽微なあるいは口頭でいろいろアドバイスをしてあげるというのも、この委員会の役割でしょうから、お感じになったことを率直にご発言いただいていいんじゃないかと思います。ご質問も含めて、どうぞ自由にご発言いただきたいと思います。

どうぞ。

【広田委員】　私のほうから、それぞれの沼について、ちょっと質問及び意見なんですが。主要な論点というのは、それぞれの沼の水位変動と、それから自然環境との関係を、どれぐらい意識されてこの計画を立てておられるのかということなんですが。

具体的に申し上げますと、多々良沼の場合、どうもこれ農業用水として使っていらっしゃるようですね。参考資料1の10ページを開いていただきたいんですが。ここに図-10として多々良沼の年間の水位変動のイメージとありまして、恐らく、4月から10月まで一定水位ということは多分ないんだと思うんですけれども。その年の雨の降り具合によって、恐らく、これ農業用水の水源として使っていらっしゃるでしょうから、水位の変動があるんじゃないかと思います。非かんがい期になると、落とすわけですよね。となると、多々良沼の、特に植生なんかは、やっぱり水位変動に即した植生、あるいは動物相も成立しているはずなので。

これ、1980年代ぐらいに土地改良で浚渫していますよね。かなり深く掘っていらっしゃいますから、それ以前とは大分、もう環境が違ってしまっていて。現在の深く掘った沼と、それから用水の使い方によって水位が年間、ある意味、定期的に変動するわけで、そういった状況で成立している生態系だと思いますんで。そこのところが何か、この資料ではあまりよくわからなくて。多分、いろんな調査をされていると思うんですけれども。やはり、そこの部分をちゃんと押さえた上で自然再生の取組、それから、その評価をしていったほうがいいんじゃないかというのがアドバイスなんですけれども。

同じように、城沼のほうは、これ11ページにあるんですが、こちらは、どうも洪水調整に使っていますよね。夏の間、ずっと水位を下げて容量を確保して、雨のときにそこにためるというような、そういう洪水調整池として使っていると思うんですけれども、ここも、やっぱり年間の水位変動に応じた生態系が成立しているわけですから。これは毎年、そういうような使われ方をするわけで、何かそこら辺とそれぞれの沼、並びに、その周辺の動

植物相との関係ですかね、そういう水位変動に応じた環境ができ上がっているはずなので、ちょっとそこら辺の分析とか記述とか、それに対応した対策とかを考えられているのかなと思うんですけれども、少しはっきりしなかったので、ちょっと質問……、じゃあ、これは質問にさせていただけますかね。

【進士委員長】　はい。

【群馬県都市計画課（茂木）】　群馬県庁都市計画課、茂木と申しますけれども、今の関係でよろしいですか。

私、今、隣の栗原の前任で基本構想に携わらせていただきまして、まず地元の状況なんですが、私が携わる前、この水位変動について否定的な住民の方が多かったんです。水位変動が植物に与える影響が大き過ぎるので、一定にしたほうがいいという意見がございました。基本構想をまとめるときに、再度、それを投げかけさせていただいたところ、やっぱり水位変動というのは昔からあるものであるということも踏まえて、ある程度の水位変動を許容するような地元の空気になってきております。その中で、水位変動を受け入れつつ、住民のほうも植物の生態系というもの、あるいは魚類の生態系というものも受け入れようというふうな空気というか雰囲気になりつつあるところでございます。それを今回の実施計画を通じて、もう少し住民の納得を得ていく中で住民との関わりをつなげていくということが一つです。

植物体系については、これについてはタタラカンガレイという希少種というか、多々良沼のみに存在した固有種がございまして、それが水位変動によってもたらされた植物というふうに聞いております。これについての価値というものを住民の方も承知をするような形になっておりまして、そこを把握しつつあるというところでございます。

植物体系については、モニタリング調査を5年ぐらい前に行いまして、今現在の状況を把握しているというところになりまして。じゃあ、それをどういうふうにやっていくかというところについてまでの議論というのが、実際のところは、まだ不十分かなという状況になっております。

その中でエコトーンというものを今、実施計画のほうでやっていこうということなんですが、水位変動を踏まえたところをもう少し議論した中で、ちゃんと整理していく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

【広田委員】　そうですね。やっぱり科学的な知見に基づいてというのが自然再生の一つの原則としてあるんで、そこら辺をもうちょっとしっかりやられるといいかなというふうに感じました。

【群馬県都市計画課（茂木）】　はい。

【広田委員】　鷲谷先生も、類似の質問ですよね。

【鷲谷委員】　類似というか、意見で。

【進士委員長】　広田先生は、もう、それでいいですか、今のは。
【広田委員】　はい、とりあえず、いいです。
【進士委員長】　じゃあ、鷲谷先生。
【鷲谷委員】　関東地方にかつて広大に広がっていた低湿地の名残として意義がある、可能性のあるところを再生する取組というのは意味が大きいと思うんですけれども。私は保全生態学という分野を専門にしているんですが、その視点から見て、もう少し、このようにしたほうがいいんじゃないかと思うことが幾つかあります。

一つは指標に関してなんですけれども、水質とか親水性の向上という目標に関しては、誰にでもわかりやすいものというのがおのずから存在します。しかし、生態系とか生物多様性については、そうではありません。指標なしには、適切な実施計画の立案とかモニタリング、どのぐらい事業がうまく進んでいるかという評価などが難しいと思われます。

それで指標として、先ほどタタラカンガレイという名前が出てきましたけれども、固有性とか希少性とか、そういうものも一つの視点になると思いますが、こういう場所の自然というのは、先ほどのご質問とも関連がありますけれども、人との関係性、広い言葉で言えば里山の営みというもので維持されていた面もあるので、人と自然との関係ということでも指標となるようなものを選んで指標とするということは必要ではないかと思います。現在は、取り除くべき外来種、ハスに注目、負の指標というふうに言ってもいいかもしれませんが、注目されているようですけれども、今、申し上げたような観点から、できればシンボルとなって地域の皆さんが心を合わせるのに役に立つような指標が選ばれるといいのではないかと思います。

それから、生態系というものも目標になっていますので、生物多様性というふうに裏返せば、そういう表現のほうが適切かもしれないんですが、保全の科学に関して十分な知見を持つ専門家の参加というのも必要なのではないかという印象、お話を伺っていて思いました。

それから、実施されていることの中の重要なこととして、ヨシ刈りというのが挙げられていました。ヨシは刈って使っていたと思うんですけれども、伝統的な管理としては、恐らく火入れをしていて、それがヨシ原などの、今では希少種になっているような植物の保全にとっては重要なんです。

比較的近くにあって生態系のつながりも考えられる渡良瀬遊水地では、ご存じのように、毎年、火入れ、ヨシ焼きと言っていますけれども、良好な湿原の生態系が維持されているわけです。刈り取りに加えて、小規模でも火入れというのを実験的に実施する必要が、それで比べるということも必要なのではないかと思います。

それから、植生の回復のために土壌シードバンクの利用を考えていらっしゃるようなんですけれども、土壌シードバンクは上から種も土壌になっていく、有機物も積もってきますので、過去に蓄積したある程度の深さのものに関しては、今は少なくなってしまったし、

湿性植物の歴史的な回復に寄与する可能性があるのではないかと思うんですが、表層付近は、もう既に外来植物の種子が多く蓄積しているので、使い方というのは結構慎重に検討する必要があります。土壌シードバンクというのは非常に簡単に調査ができますので、市民参加での調査というのがとても容易です。小さなビオトープみたいなところに小規模なまき出しをすることによって、どの深さに、どういう植物の種子が残っているかということがわかりますので、そういう調査などを行うということも一つの住民参加を促すという面からも意義のある取組になるのではないかと思います。

もう1点なんですけれども、水質をよくするために導水を考えていらっしゃるようなんですけれども、それは、同一の流域というふうに考えていいでしょうかというのが最後の質問です。

以上です。

【進士委員長】　大変参考になるお話がいろいろ出たと思いますが、水系が同じでしょうかと。

【群馬県館林土木事務所（栗原）】　パワーポイントの資料にもあるんですけれども、ちょっと見づらくて恐縮なんですが、それと全体構想の概要の中にあるんですけれども、多々良川流域というものと鶴生田川流域というもので、流域がもともとは全く違うものでございます。

ですので、確かにご指摘のとおり流域は、ポンプでくみ上げて入れているものですから、そういう意味では流域が若干変わってしまっている。意図的にくみ上げて行っているものですから、鶴生田川のほうの水自体が改善されれば、ポンプで希釈による浄化というものはする必要もなくなるのではないかと。最終的には、利根川もしくは渡良瀬川の流域になるものですから……。

【鷲谷委員】　大きく見れば、一つの流域であるということの意味でですね。

【群馬県館林土木事務所（栗原）】　ええ、そうですね。そういった意味ではということで、すみません、質問とちょっとかけ離れてしまった形に。そういう状況でございます。

【鷲谷委員】　わかりました。

【進士委員長】　ちょっと待ってくださいね。鷲谷先生、今、象徴的なシンボル、指標というかな、があったほうがいいとおっしゃったけど、もうちょっと具体的に例えばとかと言ってあげたほうが。

【鷲谷委員】　あまり生物のことが書かれていなかった。今日、お話の中で地域固有種のお名前とか出てきたので、やっぱり地元の方とか生物多様性保全に関わる専門の方とかで……。

【進士委員長】　土木事務所と聞いた途端に、こういう反応をするんだね。協議会には、そういう専門家は入っていないんですか。

【群馬県館林土木事務所（栗原）】　委員さんの名簿がちょっとついていなくて恐縮だっ

たんですけれども、地元の植物学に精通した先生がいらっしゃいまして。いろいろと、そのほかにも……、資料の45ページですかね。参考資料の45ページに名簿がついておりまして、専門委員の方といたしますと、植物学では青木先生という地元の先生がいらっしゃるんですけれども、青木先生のほうといろいろお話をさせていただきながら話はしておりまして。象徴という中で言いますと、タカノホシクサというのが、もう、ここでしか見られたことがないという、そういったものも、その先生は水質が改善したり、シードバンクなりから、うまくすると、そういったものも最終的にはという思いもあります。まだ、すぐにそこまではというところもあるものですから、ムジナモだとかオニバスだとか、そういったものが沼で見られるようになればというところで、合意をそこでしたわけではないんですけれども、そんな状況です。

【鷲谷委員】　そうですか。地域のお年寄りなどが覚えていて話題に上るのが、オニバスですか、ムジナモ……。

【群馬県館林土木事務所（栗原）】　ムジナモ。

【鷲谷委員】　ムジナモですか。そういうのはシンボルになる可能性もあるかもしれませんが。ムジナモの生育する天然の条件というのを取り戻すのが、もしかしたら容易ではないかも。非常に閉鎖的な実験的な環境では、育てることはできると思うんですけれども。ムジナモというのは、一つの候補になるかもしれませんね。でも、動きのあるもののほうが、皆さん、関わりやすいので、トンボとか鳥とかで何か適切なものがあれば。1種じゃなくて、何種類も。環境のいろんな特徴の、それぞれの面を代表するような生き物群を選ぶのがいいんじゃないかと思います。

【進士委員長】　はい、じゃあ、ご参考に。

　じゃあ、大和田委員、どうぞ。

【大和田委員】　ちょっと質問なんですけど、城沼についてはハスが爆発的に増えて困っているということですが、レンコンをとるような農業というのは地域にはないんでしょうかね。私は熊本から来ていますから、昔から、からしレンコンが非常に盛んなところで、何か農業と一緒にして保全ができれば一番いいんじゃないかというような単純な発想でございます。

【群馬県館林土木事務所（栗原）】　そうですね。ハスの種類にもよるかと思うんですけれども、食用にちょっと向いているとは言えないようなもののようでして。だるまとかなんとかというのが、こちらの地域では言われているようなんですけれども、そういうものであれば商品化されたりする可能性もあるようなんですが、なかなか種類があまりそういうものに向いていないということだとか。また、担い手の問題というのがやはり一番大きいかなというところもございまして、なりわいになるようであればということで、地元の関係者には働きかけはしているんですけれども、なかなか、皆さん、そういった業種に携わっている方は高齢の方が多くて、守りというか、攻めというよりも守りのほうにいって

しまって。
【大和田委員】　わかりました。
【群馬県館林土木事務所（栗原）】　すみません。そんなような状況でございます。
【進士委員長】　ほかの委員いかがでしょう。どうぞ。辻本さん。
【辻本委員】　先ほど水位変動の話が出ました。やはり、ちょっと、このエリアの水の収支みたいなものが十分把握できているのかなと。水位変動だけにかかわらず、一体、どれぐらいの水が沼に年間を通して流入しているのか、そういったことも。例えば、先ほどの話に出た導水計画をするにしても、やはり、その辺のベースをしっかりさせておかないといけないのかなという気がしました。
　それから、人との関わりが生態系と非常に重要なんだけれども、先ほどのお話で、何と言われたかな、水位変動も受け入れるようになってきたというふうなお話があったんだけれども、水位変動の恩恵を受けている人もやはり地元だろうし、すなわち水をためる側の人も洪水調節する側の人も同じエリアの人なんでしょうね。そうすると、受け入れるという話は、生態系というか環境を保全したいという人が受け入れる話になってきたけど、もうちょっと幅広い、水を使っている人とか洪水調節の恩恵を受けている人たちも含めた形での話ができないのかなというのがちょっと気にかかりました。
　全体構想は、それぞれの小流域は別々なんだけれども、先ほど言われたように最終的には合流する川なんだけれども、それの一番最上流端で、ちょうど分水嶺がひっかかるところで、なかなか、どこかに分かれているところがあるんですね。ところが地域としては一緒で、全体構想では広いエリアを捉えているんだけれども、やはり活動方針が非常に局所的に、その地点、地点とか、その池、池、沼、沼になってしまっているのが、やはり最終的にみんなでやっていくというときにひっかかりになるのかなと思いますので。
　実際に何かをやっていくときはローカルでいいんだけれども、全体構想で描いておられるようなエリアを捉まえる、いつも、そういう広目の議論をされるようなことがあったらいいのかなというふうな気がしました。
　以上です。
【進士委員長】　お答えありますか。
【群馬県都市計画課（茂木）】　水位変動の受け入れの話なんですけれども、言葉足らずで申し訳ありませんでした。
　多々良沼公園という都市公園をつくるときに、住民の方に集まっていただいて議論をしていただいたのが15年ぐらいから20年ぐらい前にございました。そのときに公園をつくる際について、水位変動をなくしたいという、そういう住民の意見が非常に多かったんです。ただ、農業用水だとか利水者については、これは、あってしかるべきだということで、意見の対立というのが、その当時、ありました。
【辻本委員】　同じ地区の中で。

【群馬県都市計画課（茂木）】　はい、同じ地区の中で。ただ、それが、改めて水位変動というものを歴史から紐解いていくと、自然を守りたい、あるいは公園をつくりたいというときに携わっていた方々も「そうだよね」と。改めて、この水位変動というものがあって地域圏が成り立ってきているんだということを踏まえた上で、そういうのも受け入れるという。「受け入れる」という言葉の選び方はちょっと違うんだと思うんですが、そのような状況に今……。

【辻本委員】　理解でき合えるようになったということですね。

【群馬県都市計画課（茂木）】　はい、ということですね。

【辻本委員】　わかりました。

【進士委員長】　和田委員、どうぞ。

【和田委員】　先ほど鷲谷委員のほうからも言われていたことで、関連するのですが、導水する件が、これに関連して先ほど水位変動が問題になっていたと思うのですけれども、導水されるほうはいいですが、するほうの多々良沼ですかね、それが渇水しないかということを危惧します。その点の水理学上の予測みたいなものは十分されているのか気になったのと、あと2点ほどあります。

園路の整備はエコトーン整備とは矛盾する考え方じゃないかと思うので、なるべく園路をつくらない場所を設けるという本当のエコトーンの整備が望ましいのではないかと私は思いました。

それから、生物情報が非常に少ないのではないかというご指摘があったんですが、私のほうも、水生動物の情報が参考資料にもほとんど魚類しか出ていなくて、かつての底生生物の調査地点が表示されているのですが、具体的に、どういう底生動物がいたのかということをぜひ知りたいと思いました。

以上です。

【進士委員長】　じゃあ、お答えいただけますか。

【群馬県館林土木事務所（栗原）】　まず、1点目の多々良沼の水が渇水してしまうんではないかとのご指摘なんですけれども、まず、ちょっと最初にご指摘いただきました多々良沼の水位についてなんですが、実は、一番下流に堰がございまして、夏場には先ほどお話のありました農業用水とするために取水します。その時期には豊富な水が約100ヘクタールぐらいの面積の中にたまり込むので、その時期には特段、確かに問題はございませんし、ためられた水を使って農業地域の水田のほうに水が回っていって、その水が、また鶴生田川のほうにも入るというところもありまして、夏場は比較的いいのかなというところがございます。

冬場でございますけれども、冬場は水位変動の関係で下がるんですけれども、堰を取り払う関係で水位は下がります。その時期には、確かに、おっしゃられるように、若干、水位が下がってしまうことによって本川の渇水のような状況は出てくることにはなります。

ただ、上流から流れてくる水を全て取り込むわけではないので、その辺は監視しながら取水しているという状況です。

【群馬県都市計画課（茂木）】　一つ補足させてください。ちょっと前へ出て、よろしいですかね。

今、多々良川という川がここに流れているんですけれども、このさらに上流に渡良瀬川がございます。多々良川の水は、渡良瀬川の頭首工から引き入れている水になっています。それが夏と冬で流量調整というものをして、さらに、また渡良瀬川に戻っていくという、そういう水系になっています。先ほど言われました、ここから導水については、この頭首工からの流量を定めておりますので、その中で影響のない範囲というものを、水位の先ほど収支という言葉がありましたが、その中で、こちらのほうのポンプアップの水の量を調節して流しているというふうな状況となっております。

現実には、夏の水の腐敗というか、それが結構大きいものですから、夏のほうを割と多目に現実問題では流しをして希釈をしているような状況になっております。冬については、それほど、あまり水の腐敗が進みませんので、そこについては少し抑えながらというのが今の状況を見た中での運用状況となっております。

一応、以上、補足です。

【進士委員長】　ありがとうございました。

ほかの委員、いかがでしょう。中村委員、どうぞ。

【中村委員】　全体的にバックグラウンドというか、今、現状がどうなっているかというのがちょっと見えづらかった。私も、先ほどのエコトーンを整備するというのは、今の現状のエコトーンがどんなふうになっていて、だから、こうやって変えなくちゃいけないならわかるんですけど、そもそもエコトーンがもう既に存在しているならば、わざわざ整備する必要はないという、そういう結論もあり得ますよね。だから、現状が、空間的な配置というか、地図上の中で、どこがどう問題なのかというのがちょっと見えていないので、先ほど質問にあったような遊歩道をどこにつけるんだろうと。それは、ある意味、エコトーンが重要な場所は避けた形でちゃんと建設されているんだろうかというのがちょっと見えづらい。

生物系のデータもとっておられるのに、それが目標値の中にうまく反映されていない。だから、植物の面積だとかなんとかという。何か、生態系の保全の部分というのは、水質がやりやすいのと、生態系の保全というのは難しいのかもしれませんけど、もう少し、せっかくとっておられるんで、過去のデータから、ここが問題なので、将来に向かって、こういう形でしたい。数とか種類まで予測してやっていくのが極めて難しいということは我々も重々承知なので、

こういう形で外来種については押さえていきたいとか、シンボル的な種については増やしていきたいとか、今の現状の問題点に立って将来をどういう形で変えていくかというの

があったほうがいいなという感じがしました。
以上です。
【進士委員長】　何か、お答えはありますか。
【群馬県館林土木事務所（栗原）】　答えというか、確かに、勉強不足なところもございまして。まず、今回、実施計画を策定する中でいろいろ検討する中で、親水性を高めるというところというのを、どう皆さんに関わってもらいながら、どう、成果が見えるかというのを考える中で、遊歩道をまずつくったりすることが必要だろうと。
というのも、中には触れさせてもらったんですが、少し沼から離れていった、沼を糧に生活していた、そういう生活スタイルから離れていってしまった結果、放置されている状況が進んで、例えば、ササなどが増えたりして、それが増えることによって人が寄らない、もしくは悪い雰囲気が出てきてしまったみたいなところもあったり、そこに何があるかもわからないというのもあるので、園路というものと、またエコトーンというものをうまく使いながら、沼に近づける、そういう手段というのですか、をつくりたかったというところで。まさに、ご指摘のとおりに、そういう場所だとか物だとかをもう少し具体に、これからは整理していきたいと思います。
以上です。
【進士委員長】エコトーンの整備ということが損なんだね。エコトーンは保全なんだな、きっと。既に、あるんだから。保全しながら上手に回遊もやらせる、そこを配慮して周遊路の整備を、そこに十分に配慮してやるということが皆さんに通じなかったんだと思いますよ、多分。
じゃあ、鈴木委員。ああ、ごめんなさい。先ほど、三浦委員のほうが先だったかね。
【三浦委員】　二つほど質問があるんですが、1点目は、城沼という、ここの沼の水というのは、これ流域があって水が供給されているんですけれども、これは、もともとその流域というのが現在存在しているのかというのが一つです。多々良のほうは渡良瀬のほうから入ってくるという格好なんですが、城沼のほうは孤立しているのかどうなのかということが一つと。
あと、現状と課題の中で、水質の汚濁というのが真ん中にあって焦点であることはよくわかるんですが、これをたどっていくと明らかに生活排水と工場排水と事業場排水という三つの項目が書いてあるんですが、これについてのモニタリングというのが行われているとすれば、どことどこで、どんな格好で行われているのかというところ、その2点をお伺いしたいんですが。
【群馬県館林土木事務所（栗原）】　まず、流域というのですか、鶴生田川の流域についてなんですけれども、ご指摘のありましたとおり、全てが生活雑排水でございまして、鶴生田川に多々良沼から入れるという、それが一つの水源になっております。また、多々良沼から農業用水で取った残り水が入っているという部分もあろうかと思うんですけれども、

その大半は市街地の水が水源になっております。ですので、もともとは0の状態です。

【群馬県都市計画課（茂木）】　ご存じのとおり、ここはもともと低湿地帯で、湧き水というのもあったというふうに聞いています。今は市街地化されておりまして、湧き水がどこにあるかというのは明確なところはないんです。もともと鶴生田川の源流というのは、ここら辺にあったんですよね。ここから流れ出てきたものと、あと、こちら側に加法師川というのがあるんですけれども、そちらから流れ込んできたものがここにたまってきて城沼に。

もともと城沼は館林城のお堀の役目をしていたという歴史的背景もございまして、昔から低湿地の中に、このような明確な沼があったかというところまでは遡れなかったんですけれども、江戸時代、戦後時代には、もう、こういう形で沼があったと、低湿地もかなりあったということだけは確認ができております。そういう意味で、低湿地の水が低地にたまり込んで沼という形状になってきたのかなというふうには考えて、我々のほうは捉えているところでございます。

【辻本委員】　この7ページのほうですが、全体の水系が見えて位置関係がわかりやすいですね。

【群馬県庁都市計画課（栗原）】　そうですね。

【三浦委員】　そうすると、今のお話を聞くと、実質的には現在は閉鎖水系になっていると。

【群馬県庁都市計画課（栗原）】　そうですね。

【三浦委員】　しかも、なおかつ流れ込むのは生活雑排水というか、そういうものだということで、再生の基本的な人間の攪乱の中で生じている低湿地帯ですから、もとのままの中程度の攪乱を、もう一度、再生するということと同時に、水質の問題を基本的に解決しないことには、やはりかなり何といいますか、ペシミスティックというか。そこのところの取組が、ほとんどないというか。少なくとも、生活雑排水は下水道施設でブロックしていくということを考えていかないと、これはちょっと難しいんじゃないかという気がするんですけど。

【進士委員長】　それは、何、そちらのほうの対策は館林市がやっているんじゃないんですか。

【群馬県館林土木事務所（栗原）】　はい。ちょっと手元に細かい資料がないんですけれども、館林市のほうの下水道の普及率が78%、邑楽町のほう、城沼のほうはそれぐらいなんですけれども。そのことについても実は協議会の中でもいろいろ議論があったんですが、それについては行政のほうで粛々とやるべきことということで、それ以外に沼の再生を目指すにはどうしたらいいのかというところがございまして、そこを一緒にするのがいいのか、切り離すのがいいのかというのは非常に議論が分かれるところでありまして、下水道については、あまり、そこに行くと問題がそちらに行き過ぎるので、皆さんとお話。もち

ろん、やるべきことなので、それはそれといたしまして別なことをというところで全体構想等は考えてきたところで、鋭意、市・町のほうで下水道事業については実施していただくことで予定しております。

【進士委員長】　自然再生推進法は、そういう精神じゃないと思うけどね。関係行政がみんな協力してやるんで、沼の問題で水質が一番メーンに来るのは当たり前で、それを汚染している汚染源があったら、それを絶つのが一番最初に考えられる話じゃないの。県と市は違うと思っておられるのかもしれないけれども、その協力をするために協議会があるんだからね。余分なことを言ったっけ。余分じゃないね。これ、大事なことだよ。

【群馬県館林土木事務所（栗原）】　ありがとうございます。

【進士委員長】　広田委員、どうぞ。

【広田委員】　まさに、私も、そのとおりだと思います。特に、市民参加というのも重要ですから、自分自身が水質悪化の原因者の1人だという意識を持ってもらうというのは非常に重要だと思いますんで。私も委員長と同じ考え方で、協議会の中にはやはり下水道部局も入るべきじゃないかなと思います。

何か、それらしい部署の方が行政委員に入っていないかなという感じがするんですけれども、館林市のほうはね。邑楽町のほうは下水道部というのが入っていますけれども。まさに、市民の方が自らできることもあるわけなんで。　下水道について言うと、これ整備率もそうですけど、接続率も低いんじゃないかという気がするんですけど、いかがなんですか。これは、もう、まさに住民の方ができることですよね。

【群馬県都市計画課（茂木）】　接続率なんですが、館林市においては、今、汚水処理率という指標が、下水、農業集落排水、あるいは合併浄化槽という中で三つ合わさったもので指標が出ていると思いますが、大体7割5分ぐらいの状況が汚水処理率になっております。接続率、これは下水道と農業集落排水になりますが、これが大体8割程度が接続率になっております。

さらに、城沼の関係だけをお話ししますと、下水道が、ここのエリアは、ほぼ100%に近い形で整備はされてきております。問題なのは、こちらのちょっと田んぼ周辺の集落が農集排ですとか、そこら辺の接続がまだできていないという状況です。

多々良沼のほうに関しますと、ちょっと見づらいんですが、この沼を半分ぐらいにするところで市と町で分かれちゃっているんですが、町のほうが、まだ4割程度の整備率になっておりますので、そこについて我々が問題提起をさせていただきまして、協議会の中で問題提起させていただいて、町として整備を進めてくれという形でやっております。町も住民に、つなぐ、あるいは整備について促進をということで呼びかけております。

その中で、一刻も早い整備をということで、下水道と合併浄化槽を並走するような形を、町のほうも少し転換をさせていきましてスピードアップを図っていくということを、今、努力をしております。そこは、ちょっと、この計画の中には反映されていない状態ですが、

そのような形で今、協議会の中でも話は出ておるところでございます。
【進士委員長】　ありがとうございました。
じゃあ、鈴木委員。
【鈴木委員】　今回、自然再生の対象となっている箇所、そんなに広いわけではないと思うんですが、いずれにしても人との関わり、再三出てきていますけど、地域の里地との関わりが大切で、そういう人たちに、やっぱり過去、現在、未来、これを明確に提示する。提示するときに、指標生物ですとか、さまざまなものがある。何となくよくするというのではなくて、明確に提示しないと。過去、現在、未来、どういうところに立脚してやるんだということを明確に見える化してほしいと思います。それが、先ほど、再三出てくる何を指標にするかということが出るんだろうと。うまくいく、いかないは別にしても、やっぱりはっきりと示すことが大切だろうと。
それと同時に、自然再生では、こういう場所で自然環境学習、当然、地域の地元の協議会を見ますと、地区長さん、その他の方は非常に大勢入っていますけど、小・中学校を含めて、現在がこうで、これからこういう計画を立てて、こうしているんだというようなことがわかるように、この事業自体が見える化してほしいと。何となく協議会の中で考えていますというのではなくて、大いに発信していただきたいというふうに思います。それと関係部局が上手にリンクされるような努力をお願いしたいというふうに思います。
【進士委員長】　それじゃあ、近藤委員。
【近藤委員】　私も同じ考え方を持っていまして、やはり生活をしている子どもたちを通して親に教育するというのも非常に重要な環境教育だと思いますので。
それから、当該地域のかんがい用水をどう使用しているのかというのと、歴史的には漁業とか農業で利用していたと思われるのですが、逆に、今、生活用水が流入して環境負荷が大きくなっていると思われるので、その辺の収支がお互い本当にどうなっているのかというのも数値的に押さえる必要があるかなと思いました。
二つの点で、ちょっと考えていただければと思っております。
以上です。
【進士委員長】　ありますか、何か。よろしいですか。
【群馬県館林土木事務所（栗原）】　はい。
【進士委員長】　ほか、いかがでしょう。大体、一とおり、ご発言をいただいたと思いますが。
最後にちょっと私が伺いたいのは、実施計画の方針の次に館林土木事務所の自然再生事業の内容というのが来るということは、これは館林土木事務所の仕事だけが実施になるんでしょうか。実施計画は、イコール館林土木事務所の仕事という、そういう関係なんでしょうか、これ。
【群馬県館林土木事務所（栗原）】　いえ。実施計画の策定に当たりまして、協議会とし

ての実施計画というのも必要なんじゃないかというのも並行して立ててきたり、また実施計画というのは実施者が作成するものだということで、それぞれが自分の目標といいますか、実施計画をそれぞれが立てて、誰が何をやるのかというところで進めていったらいいんじゃないかという中で、じゃあ、まず館林土木事務所としては、事務局であるわけなんですけれども、進め方として、土木事務所としては、どういうことを自然再生として取り組んでいるんだというのを明確にしながら、また、館林市、邑楽町、それぞれの参加者の皆さんのそれぞれの実施計画を皆さんにつくっていただきたいという思いがございまして、まず館林土木事務所としての実施計画を今回策定させていただいたところです。

【進士委員長】　ということは、いずれ、その他の主体からも、こういうのが出てくるということですか。あるいはこれが全体ですか。

【群馬県館林土木事務所（栗原）】　いえ、これからそれぞれの主体の皆さんからつくっていただきたいというのが願いでございます。

【進士委員長】　わかりました。城沼は、つつじヶ丘公園の風景になっているでしょう。

【群馬県館林土木事務所（栗原）】　はい。

【進士委員長】　だから、館林にとっては結構顔ですよね、ここ。

【群馬県館林土木事務所（栗原）】　そうですね。

【進士委員長】　だから、都市公園として、底地全部持っているんですか。さっきの二つの沼は。

【群馬県館林土木事務所（栗原）】　ちょっとわかりづらくて恐縮なんですが、城沼なんですけれども、城沼の周り、運動公園なども含めてなんですが、約150ヘクタールぐらいだったのですが、若干もしかしたら数字が違うかもしれませんけれども、都市公園の中にある沼でございまして、全てが公園の中に入っております。

それと沼の中には、今おっしゃられたようにつつじヶ丘公園、名勝地でございますけれども、入っておりまして、また、当時の城主というのですかね。秋元邸というのも、公園の中に含まれてございます。

また、多々良沼公園なんですけれど、これもまた、150ヘクタール全て、沼を含めまして都市公園になっておりまして、既に150ヘクタールのうちの約30ヘクタールぐらいだったでしょうか。館林市、もしくは邑楽町の公園として開園しているところでございます。

今回、この再生事業と並行して都市公園事業、約100ヘクタールぐらいの部分を都市公園事業として実施しているところでございます。

【進士委員長】　私は、底地が公園化しているということは、逆に事業の進め方としては、一元化的にやれて、有利だとも言えると思うんですが、得てして、都市公園ぽいというのが、さきほどご指摘をがあったように、何でも整備といって、つくっちゃえばいいというイメージが一般にはあるんですね。ですから、ぜひそこはエコロジカルな視点を十分に理解してやっていただいて、都市公園である強味を一元的にやること。

例えば、指定管理者みたいな制度はまだ入っていないんですか、そちらには。

【群馬県館林土木事務所（栗原）】　まず、多々良沼のほうなんですけれども、現在整備中でございます。

【進士委員長】　これからまだ、開園はしていないんですか。

【群馬県館林土木事務所（栗原）】　開園している箇所も、全てが100ヘクタールぐらいあるんですけれども、そのうちの整備する箇所が20ヘクタール弱ございまして、そのうちの約5ヘクタールが開園しております。それが自然ふれあいエリアというところと、いこいの花のエリアというところで2カ所、ぽつぽつと開園しているのが多々良沼のほうでございまして、その他の部分について、現在整備しておるところです。

城沼のほうにつきましては、公園部分についての、水面部分以外の一部がまだ整備されていなくて、事業は実施していない状況です。開園している部分は、今、数字が出てこないのですけれども。

【進士委員長】　いや、指定管理者。

【群馬県館林土木事務所（栗原）】　すみません。

【群馬県都市計画課（茂木）】　つつじヶ丘公園が、今年の3月31日まで県立公園だったんですよね。4月1日から館林市の公園として移管させていただきました。館林市が今、直営で管理をしております。多々良沼も今、これは館林土木事務所で直営で管理をしております。

多々良沼の整備なんですが、また、整備という言葉を使っちゃって申し訳ないんですが、私どものほう、なるべく手を入れないという形を基本として考えております。

ただ、先ほど栗原が申しましたように、人と沼が近づかないと、やはり目がいかないと、保全もままならないということもありまして、そこのあんばいというのを探りながら、整備を進めさせていただければと考えております。

【進士委員長】　いや、ですから、それはさっき鈴木委員もおっしゃったように、もともとそういう生活の中にあった地域ですから、近づかないわけがないし、近づいていいんですよ。近づけ方の工夫の話で、それこそ施設とか整備をするときの技法の問題だと思うんですよ。だから、どうも相反するものだと、まだ、観念的に理解していて、整備と保全は違うと思っているようだけど、そうじゃないんです。整備の方法が問題だということがあるので、十分注意してくださいよという話ですね。

整備して、近づかせるのは大いに結構だし、子どもたちもみんな体験すればいいし。それはさっき鈴木委員もおっしゃったけれど、昔はこういうところで、どういう暮らしをしていて、さっきのヨシ刈りなんかもそうですけれど、ヨシは立派な資源だったから、あれは商品だったわけですよ。そういうものを切り出して、ちゃんと生活してきたわけで。そういうときに、その後に鳥がやってくるという。

そういうものを理解させて、そういうものが上手に残り続ける、持続するように整備す

ればいいわけだから、舗装の仕方一つ、道の入れ方一つだと思うんですよ。そこを下手をすると、都市公園というと、ほかの更地のニュータウンに造成してつくったような気分でやってしまう人がいるから、今、私が指定管理者の問題も気にしたのは、そういうところへ任せてしまうと、そういうことに知識がない人がやってしまったりして、いかにも洋花の花壇だけばーっとつくるみたいなことになりかねないので、ここでは、底地がちゃんと公有地化して、公園として担保されているということは大変強味だから、むしろそれを生かして、本当の姿を、本当の姿というのは、市民と非常に深い関係にあるということですよ。そうしながら、上手に持続させるという、この土地の固有の自然を上手に育てて、利用し、生かすということでしょう。学んでいくということでしょうし、遊ぶこと、水面があれば、ボートを浮かべたっていいわけでして。

ですから、そういうことをうまく組み立てる、一元的にやれるという意味では、都市公園という底地であることの強味があると私は思ったので、ぜひ、それを踏まえて。ただ、あまり観念的に捉えないで、実質的に私はおやりになったほうがいいと思います。

それから、鷲谷委員が言われたように、できるだけ専門家の意見をたくさん聞くということですね。どこの協議会も、たくさんの人を並べてあるのだけど、本当に生かしているかどうか。それから、必ず一人の意見が正しいとは限らないので、複数から意見を聞くのも大事ですし、それをコーディネートするのが、ここの場合は土木事務所でしょうから、ぜひ、土木事務所としての力を有効に生かしてほしいなと、こう思います。

【群馬県館林土木事務所（栗原）】　ありがとうございます。

【進士委員長】　ということで、皆さんご発言いただきましたが、お諮りしますけれども、資料3にある、助言実施の有無の判断ですが、助言はどうも必要ない、大体、今日、口頭でお話しいただいたことでよろしいかと思いますが、よろしいでしょうか、助言なしということで。

（異議なし）

【進士委員長】　どうもありがとうございました。これはぜひ、今のような幾つかのご意見も踏まえて、参考にして、ぜひ実のあるものに育てていただければと思います。

今日はどうもありがとうございました。

【群馬県館林土木事務所（栗原）】　ありがとうございました。

【進士委員長】　それでは、次の今日のもう一つの大事な議題です。方針の見直しの話をやっていただきますので、三つ目の議題ですね。自然再生基本方針の見直しについて。これまで大分ここでもご議論いただきましたので、今日はそれの修正箇所といいますか、皆さんのご意見をいただいたものが、どういうふうに反映したかということをご理解いただいて、ご了承いただければと思います。どうぞ、事務局、よろしく。

【環境省自然環境計画課課長補佐（小泉）】　それでは、もう一つの議題について、説明させていただきます。ちょっと大分時間が押していますので、手際よく説明させていただ

ければと思っております。

初めに、資料8-2、見直しのスケジュール案ということで、1枚紙を、カラーの横紙ですが、つけさせていただいております。

こちら冒頭で亀澤課長からも話をさせていただきましたが、昨年度からの経緯、流れをわかりやすく示しておりまして、時系列で昨年の7月以降、書いてございます。現在、真ん中のちょっと下あたりのオレンジの太線で囲っているところが、本日の専門家会議ということとなっております。昨年の25年度から検討を行いまして、この専門家会議では、10月の専門家会議、釧路でやりました現地調査、それから、1月に東京で行いました専門家会議で皆様からご意見を伺っております。

さらにいろいろな関係者の方々から意見を聞くべきだというお話がございましたので、それぞれ真ん中に書いてございますが、25年11月、12月とそれぞれ法定協議会、それから法定外の協議会、さらには日本学術会議などの関係者から意見を伺っております。

さらにこれも専門家会議でご指摘ございましたが、自然保護団体との意見交換が必要ということで、本年2月にやってございます。

これまでのこういったご意見を踏まえまして、本日、見直し案ということで作成してございます。

本日、ご了承をいただきましたら、この後、パブリックコメント、それから、その結果についての専門家会議、それから推進会議を経て、10月の閣議決定を目指していきたいと考えてございます。

続きまして、資料6、第2回専門家会議、前回の1月に行いました、本会議の意見概要ということでお示ししております。

2枚目に意見の概要ということで載せてございます。ポイントだけお話しいたしますと、まず最初に、この見直しに当たって、全体がどういう構成になっているのか、わかりやすい資料が必要だというご意見がございました。それから、小さな自然再生、今回、広域的取り組みというところでもちょっと関連してくるんですが、小さな自然再生について、都市部での意義が大きいと。それから、各地で活動が行われる際には、情報提供なり、情報収集が非常に重要になってくるといったご意見がございました。それから、自然再生の役割ということで、単に生態系の保全ということのみならず、美しい景観の形成等も大事だろうと。

それから、2枚目にいきまして、国のいろいろな基本計画、そこで生物多様性がどういった位置づけがされているのか、確認するようにといったご意見がございました。それから、農村の自然再生、特に里地里山の価値を高める必要があるといった意見、それからさらには、生態系サービスという考え方ですね。これがなければ、経済、社会も成り立たない。この生態系サービスの重要性というものをきちんと位置づける必要があるのではないかといったご意見をいただいてございます。

あわせまして、会議の際に確認しておくようにという意見がございました、宿題について、参考資料3と4をつけております。

参考資料3は、生物多様性地域戦略において、生態系ネットワークという記載がどれくらいされているのか。それから、生態系ネットワークの図化、自然再生を進めていく上で、具体的に図化すべきではないかというようなお話がございまして、現在の状況を整理してございます。全県のうち、本年3月末現在で、31都道県におきまして、生物多様性地域戦略が策定されてございます。そのうち本文の中に生態系ネットワークという言葉、考え方なりが記載されているものが、21都県。さらに生態系ネットワークの図化ということで、図面まで地域戦略の中につけているものについては、愛知県と滋賀県というような状況となってございました。

続きまして、もう一点の指摘で、国の各種計画に自然再生ですとか、生物多様性の位置づけが、どのようになっているのかということで、参考資料4をつけさせていただいております。それぞれ環境省のほか、農水省、国交省、主な法律に基づく基本計画を列記してございます。

農水省関係でいきますと、食料・農業・農村基本計画、それから、森林・林業基本計画、水産基本計画という、それぞれの分野での基本計画について、それから、国交省関係としましては、社会資本整備重点計画のほか、河川法ですとか、都市緑地法、それから、港湾法に基づく基本計画についての書き振りを確認してございます。詳しい説明は割愛させていただきますが、各計画において、それぞれ生物多様性、それから生態系保全についての考え方がきちんと盛り込まれているということを確認してございます。

続きまして、本年2月に行いました、自然保護団体との意見交換の意見の概要ということで、こちら資料7をつけさせていただいております。

主な意見といたしまして、取組事例の集約・発信が大事だということで、この専門家会議でもお話がございましたが、特にうまくいった事例ばかりということではなくて、失敗事例、何でだめだったのか、それに対してどのようにしたのか、またはしていく予定なのかといった、そういった失敗事例も含めて、事例を蓄積して、情報発信することが大事だというような意見。それから、自然再生を進めていく上で、やはり合意形成というものが難しいという話もございまして、そこには科学的な合意形成だけではなくて、社会学的な合意形成といった観点も必要ではないかということ。また、希少種の保護対策については、これは当然、各地で行われていることだとは思うのですが、改めてNGOですとか、地域住民ですとか、そういったいろいろな関係者の方々がきちんと連携して進めていくことが大事であるというようなご意見をいただいてございます。

最後に、基本方針の見直しについてということで、資料8をつけております。

専門家会議での意見でもございましたように、全体像を示すわかりやすい資料が必要だということで、これまでの5年間、前回見直しからの５年間の動き、新たな状況の変化とい

うものを中段に、それから、それを踏まえた見直しのポイントということで、その下に①から⑧まで記載してございます。

これをさらに1枚紙だけだとちょっとわかりづらいものですから、その後ろに見直しについてということで、具体的なものをつけさせていただいております。

こちらの3ページのところで説明させていただきますが、まず初めに、ポイントの一つとしまして、①自然再生の本格実施、平成14年にスタートし、本格実施段階にあり、それに伴う課題の解決ということで、大きく分けて技術的課題、組織的課題があるだろうと。

技術的課題としましては、先ほども話が出ました事例不足への対応ということで、これの蓄積をちゃんと図っていくこと。それから、終わった後の展開ですが、維持管理手法への対応というものをきちんと考えていかなければならないというお話。それから、組織的課題としまして、継続して進めていくためには、維持管理作業の省略化という観点も必要だと。また、継続実施のためには、やはり人の確保が重要。自然再生の担い手、新たな協力者の確保、それと関係しまして、企業や大学等の連携の必要性をポイント1ということで挙げてございます。

次に、②広域的取組への展開ということで、これも先ほどの意見交換の中でも出ていましたが、高次消費者を指標種として幅広い関係者で共通認識を醸成するということが必要だと。それから、広域的取組に当たって、地域住民が実施する小さな自然再生ですとか、あとは民間団体による取り組みというものを全国展開、広く進めることによって、広域的取り組みへ結びつけていくべきだというようなことがございます。

③、④としましては、③のほうでは、25年度に改正された「種の保存法」ですとか「外来生物法」の状況を適切に踏まえて、自然再生を進めていく必要があると。

それから④、東日本大震災との関係ということで、ここでは特に自然生態系が、地域を災害から守る緩衝機能を有していることを踏まえて自然再生を進めていくことが重要だというようなお話がございました。

最後の4ページですが、⑤といたしまして、平成24年に策定されました、生物多様性国家戦略、ここでは、生態系サービスの話も含めまして、この国家戦略を踏まえた見直しが必要と。

それから、⑥といたしまして、各省の施策の反映ということで、自然再生に当たり、観光という観点、それから、社会資本整備とあわせた生息・生育環境の確保が重要ということを述べてございます。

⑦といたしましては、自然再生の役割ということで、法がスタートして10年たったとはいっても、まだまだ認知度が低いんじゃないかというような問題意識が、皆様からもございまして、ここで改めて自然再生の果たす役割というものを強調していくべきということで追加してございます。

最後に、⑧自然環境学習の推進ということで、こちらもこれまで進めてきておりますが、

さらなる強化が必要ということで、具体的には、学校のニーズを踏まえて学習プログラムを進めていくこと。それから、大学ですとか、大学院などについては、環境学習の研究の面、また環境を教える人材の育成の場としても重要だといった観点、それから、防災・減災の観点ですとか、持続可能な開発のための教育、ESDの観点を取り入れていくことも重要といったことでここで挙げさせております。

以上が今回の見直しのポイントということで、これまでの議論を改めて整理させていただいております。

これを踏まえて、最後に資料9ということで、横紙で、ちょっと厚めの資料をつけてございます。これは右側に現行の基本方針、左側にはこれまでの検討を踏まえた改正案ということで、新旧対照表という形で並べてございます。

関係部分、追加部分ですとか、あとは現行から修正した部分については、アンダーラインを引かせていただいております。

以上で。ちょっと駆け足で恐縮ですが説明は以上となります。

【進士委員長】　ありがとうございました。

委員の皆様いかがでしょうか。これまでの経過を踏まえて、それから、見直しのポイントについても整理して、これも一緒にあわせて発信する。これはパブコメをやるときも、資料8も出すんですよね。

【環境省自然環境局自然環境計画課課長補佐（小泉）】　見直しの概要ということでつけたいと考えてございます。

【進士委員長】　資料8の冒頭の環境省、農水省、国交省、文部省とともに見直しを検討というのは、「とともに」というのは、ちょっと違うかな。みんなが一緒にやったという意味なんでしょう。「ともに」というのは大体主体があって、ほかとやるんだよ。これは一緒でやったなら、一緒でやったと書いたほうがいい。

【環境省自然環境局自然環境計画課課長補佐（小泉）】　そうですね。

【進士委員長】　この文章だと、「環境省は」となるんだよね。

【環境省自然環境局自然環境計画課課長補佐（小泉）】　初歩的なところで、すみません。修正させていただきたいと思います。

【進士委員長】　いやいや、どういう出し方をするのかだけど、僕は全関係省庁挙げてやったというのはいいと思うけれどね、そのほうが。

さて、委員の皆さん、ご感想なり、ご意見なり、いかがでしょう。

【鷲谷委員】　すみません。大まかなところではいいと思うんですが、字句は若干気になるところがありますので。例えば、資料9の新旧対照表7ページの一番冒頭なんですが、「取り組む組織の成果や成長」となっているんですが、「成長」のところは「発展過程」などが適切ではないかと思います。

それから、9ページの真ん中から下、「資材や労働力」と書いてあるんですが、恐らく労

働力じゃなくて、これは「労力」のほうが適切なのではないかと思います。

それから、10ページですけれども、下のほうに「必要に応じて、動物園や植物園」と並べてあるんですが、これは「博物館等の施設」というふうにすると、恐らく動物園、植物園も多くが博物館法という法律で包括されていると思いますので。同様に、19ページの一番下にも、「動物園や植物園」と書いてあるんですけれども。地域の博物館に情報が集められていることのほうが多いですし、博物館という名前を出して、それ以外は「等」にしてもいいんじゃないかと思います。以上です。

【進士委員長】　細かいところでご指摘いただいてありがとうございます。パブコメが始まったような感じですが、ぜひ、今のところ修正できるんだったら、したらいいんじゃないですかね。

ほかいかがでしょう。

【中村委員】　資料9の10ページで、東日本大震災を踏まえた自然再生についてです。私は個人的に今の復興の議論の中で、一番抜けたのは、例えば、アセスはなかったわけですよね。ということは、何かというと、震災が起こった後、どんな種や生物の栄養体が残っていたかという点についても、議論がほとんどされてこなかった。つまり、我々バイオロジカルレガシーという言葉を使うのですけれども、世界でも数多く研究されてきています。ゼロからの出発じゃなくて、かく乱はあったけれども、きっといろいろなところに生物種や生物の遺骸が残っていたりしたと思うんです。それがほとんど議論されずに整地化されて、防潮堤、防潮林という議論にいってしまったということ、僕は非常に残念だったと思っています。

そういう意味では、「回復状況や地域の復興状況」というところがそれに当たるのかもしれないのですけれど、レガシーをどういう言葉で訳すのか、遺産と訳すのか分からないですけど、書き込むべきと思います。撹乱後に残されたものが生態系の回復にとってはすごく重要だということは、もう科学の分野では明らかになっていることだと思います。欧米の、例えば、アメリカの西海岸のNew forestryは、明らかにそれを前面に出して、新たな森林管理を行っています。できればそういった残ったもの、残った生物的な遺産をどうやって回復につなげていくかという視点を入れていただけるといいかなという感じがしました。

それから、18ページのところの、生物多様性の現状や危機の状況を空間的に把握して、地図化したというのは、ある程度、私も含めてそれに取り組んだと思っています。ですから、次のステップは、IPBESも含めて、生態系サービスの地図化というのはもうあってもいいんじゃないのかなと思うんですよね。これは関係省庁がどう考えるかですけれども。将来的な流れを見ると、ぜひ生態系サービスの地図化も実施するような方向で検討していただけたらなと思います。

それから、最後に小さな自然再生の推進。私もすごく重要だと思うんですけど、この文

章を読んでも手続がいまひとつよくわからない、つまり、小さな、一般の人たちがやられるような自然再生に対しても、いわゆるこの法律が求めるような手続きを求めるのかということです。この下のほうに、「協議会を設立して」というふうに書いてあるんですけど、例えば、ここ東京にきて、実施計画を我々に説明してやっていくという手続が妥当なのかというと、どう見ても無理だという感じがするんですよね。

そういう意味では、小さな自然再生をうまく機能するように、既存の協議会と連携するとか、何かそういう、もう少し一般の人たちがやりやすいスタイルの形を考えてあげないと、このままだとちょっとわかりづらい。どうやっていったらいいのかが見えないんじゃないのかなという感じがしました。

以上です。

【進士委員長】　そうですね。前段のまず、11ページですね。東日本大震災を踏まえた自然再生。ここでの議論は、レガシーというのは、オリンピックレガシーが有名になったから、一般語になっているか、まだなっていないかね。なってなきゃ遺産だけど、遺産というのもちょっとわかりにくいね。いずれにしてもひと工夫して、中村先生、ここをこういうふうにしたらこの趣旨が入るんじゃないかという原案をつくってください。

【中村委員】　はい、考えます。

【進士委員長】　そのほうが早いよね。今おっしゃったのは、多分どなたも否定しない、大事なポイントだと思いますから。

それから、次がどこでしたか。生態系の話、それも字句の訂正でいけると思いますが、ぜひ検討してください。

【中村委員】　生態系サービスの、この18ページのほうで。それをやるというのは結構、ここに書いてしまうというのは結構な。

【進士委員長】　地図化ね。

【中村委員】　はい。

【進士委員長】　その点、ほかの委員、何かご異議ございますか。中村委員の意見でよろしいですね。

（異議なし）

【進士委員長】　ではそのことも。

それから、最後が、小さな自然再生。これは方針だから、本当は方針に基づいて、具体的な手続のバラエティを増やさないとだめなんだね。ここでの小さな自然再生と私が言ったのは、こういう手続が大変で、これだとなかなか増やせない。本来、国土全体で実施すべきコンセプトの法律なのに、それで小さな自然と言ったんですが。ですから、手続の適切な簡略化、あるいは簡素化がいるんじゃないかと思うんですね。

方針にあって、そういう政策を次にやるんでしょう、役所の場合は。ですから、そこのバランス、どういうふうにやったらいいか、行政的にはどういう手続で、どういう書き振

りがいいのかというのは、後で次の政策がつくれるようにちょっと配慮してくれたらどうでしょう。
ほかの委員、いかがでしょう。
どうぞ。
【辻本委員】　文章をどう直すんだと言われたら、ちょっと質問するのを逡巡するんですけれども。関係するところ、今、中村さんがおっしゃった、IPBESに係るようなことなんですね。この中で、科学的知見に基づいて実施しなさいということと、もう一つのキーワードに、順応的にやりなさい。それから、もう一つは調査研究を推進しなさい。この辺が係ることなんですけれども、やはり科学的知見に基づいてと言われながら、科学的知見が必ずしも十分でない。そのために順応的な考え方が必要だと。
一方では、調査研究をただ単に、淡々と進めなさいとか、粛々と進めなさいというんじゃなくて、やっぱりIPBESというものの思想にあった、いわゆるIPCCが、気候変動対応を非常に戦略的に進めることができたように、科学的研究をしっかり進めましょうというところに、戦略的に生物多様性を進めることのできるような戦略的な方向性というものをやはり今後入れていくことが必要。今までのように、科学的知見に基づいてやりなさいといいながら、科学的知見が必ずしも、どれがどれくらい正しくて、戦略性を持っているのかも見えないから、順応的にやりなさいと。あるいは、これからも粛々と調査研究をやりなさいといっているところで、戦略的な方向に科学的調査研究が動けるように方向性を示す。例えば、IPBESが今出たような、それが一つの方向性だと思うのですけれど、その辺がうまく書き切れたらというふうに感じました。
その辺、じゃあ、どこのところどうするんだと言われると、非常に難しいんですけれども。
【進士委員長】　今、辻本さんが言われたの、具体的に、まず、何ページのはどの辺ですか。
【辻本委員】　6ページのウのところ。「科学的に基づいて実施するべきであり」と書いてあるんですけれども、いや、どう直すのかと言われると、非常につらいんですけれども、7ページには「順応的な進め方」、これが実はリンクしているんですね。
【進士委員長】　厳密にいうとどうかわからないけれど、科学的知見を大事にするということも、そして順応的管理をやろうというのも、僕は矛盾しないと思っているんですね。科学的知見というのは、絶対こうだというのばかりじゃないわけで、いろいろな段階のデータがあるわけで、それに応じてやろうと。そうじゃないと、固定的にやってしまうと、順応しないと、現実的じゃなくなると。だから、順応的管理というの、科学的知見に基づくというのは、全く同義で理解できるんじゃないかと思うんですが。
【辻本委員】　それはよろしいんですけれど。
【進士委員長】　ただ今の先生の御指摘は……。

【辻本委員】　戦略性に欠ける……。

【進士委員長】　それでしょう。

【辻本委員】　そうです。

【進士委員長】　むしろ戦略的にやっていかなきゃ、戦略というのも、ちょっと今の政府もよく使うけれど、ちょっと言葉が強烈なんですが、つまり、適切なプログラムを持ってやらないといけないということだろうと思うんですね。

さっき鈴木委員がおっしゃった、住民との関係もそうだけれども、過去、現在、未来というお話をされたのは、まさにそういう。まさにそれを強いて言えば戦略なんですね。全体像を持って、そして、向かうべきビジョンを持って、そこにちゃんと近づくようにプログラムを組んでいくんだと、そういうことですよね。

【辻本委員】　そういうことです。

【進士委員長】　だから、それはそういうものだと。そういうふうにやるのが当たり前だと私は理解しましたけれど。

【辻本委員】　わかりました。それのアウトプットが、先ほど出たように、IPBESみたいに、生態系サービスも、むしろ文字化されてきたという、その流れを、やはり本文というよりも、一番骨子を述べる中で、しっかり強調できるようなことがほしいなと思って、本文どこ直すと言われたら、非常に困るんだと最初に申し上げたのは、そういうことで、結構です。

【進士委員長】　じゃあ、知恵のある事務局ですから、場所を探して、考えてご相談するかもしれませんが。

【辻本委員】　でも、説明されるときに、そういう筋道が見えるような、筋道として、ということで結構でございます。

【進士委員長】　今回、この基本方針の見直しのこういう概要、表を置いたり、いろいろ工夫しているのも、そういう一環ですから、だから、そういうところにも言えるでしょうし。それから、今の小さな自然再生と言ったのも、これまでの反省というか、現実を踏まえて、より一歩前進するために、何をやったらいいかということでやっているわけですから、今の辻本委員のお話は、ご意見は十分理解できるでしょうから、それ相応に努力してみてください。

【環境省自然環境計画課課長（亀澤）】　これでいうと、3ページから4ページにかけて、自然再生の方向性という、全体的な大きな目指すべき方向を書いたところがあるので、その中で少し言葉を工夫して入れるようにしてみたいと思います。

【進士委員長】　施策の展開も、自然再生事業の中にあるというふうに考えればね。

ほかいかがでしょうか。どうぞ、広田委員。

【広田委員】　第1点は、東日本大震災の件なんですが、11ページですね。先ほど中村委員が言われたことに、さらに踏み込んでということなんですが。皆さんご承知のとおり、震

災の復興計画とか事業計画の中で、環境保全とか自然再生分野が、あまり重視されずに、防潮堤が海岸をずっと埋め尽くすような形になってしまっているのですが、その件やっぱり少し入れ込めないかということなんですね。

具体的に言うと、先ほど中村委員のご指摘があった、この「コ東日本大震災を踏まえた自然再生」の、第2パラグラフの「また、東日本大震災からの復興に当たっては」この文章の一番最後のほうなんですけれども、「生態系について、モニタリングを実施し、その回復状況や地域の復興状況・意向を踏まえながら」とあるんですけれども、ここに「意向を踏まえ、また、防災対策とも折り合いをつけながら」みたいな、そういうような文言を補ってはどうかなと。

要は、私も随分責任感じているんですけれども、国とか、県とか、市町村の復興計画に随分関わってきたんですが、その中でこの自然再生についての計画事項が十分に盛り込めなかったという反省もありまして。「防潮堤」という言葉は使わなくても、防災対策と折り合いつけながら自然再生するんだというようなところを一言入れてはどうかというような提案です。これが第1点です。

それから、第2点が、一つ前の9ページなんですが、「カ地域の産業と連携した取組」というのがございます。最初のアンダーラインに、「エコツーリズムなど」というのがあるんですけれども、そのちょっと前に、「地域の産業や社会経済活動と自然再生を関連づけ」というところがありまして、ここの場合の産業というと、農林水産業をかなり想定されているんでですね。「地域の産業や社会経済活動と自然再生」という、この「自然再生」を「田園自然再生」にできないか。

進士委員長もずっとかかわっていらした、農水省がやっていた、田園自然再生活動コンクールというのがあって、今年度からなくなってしまったんですよ。個人的には非常に残念で、せっかく田園自然再生活動というのが定着しつつあったところに、柱であったコンクールがなくなったのがすごく残念で。この田園自然再生という言葉を、どこかに盛り込めないかと。

一番自然なのは、ここに盛り込むとちょうどいいんじゃないかなというふうに思ったので、田園自然再生という言葉をどこかで使ってほしいと。使うなら、ここじゃないかなというところです。

以上の2点なんですが。

【進士委員長】　ありがとうございました。

まず、田園自然再生は、農水省と相談してやってください。

それから、防災の話、「折り合い」というのはあまりいい言葉じゃないので、要するに防災と自然再生、あるいは自然保全というのはワンセットだという、そういう同時に考えなきゃいけないものだということでしょう。それは本当は当たり前なんだけどね。

【広田委員】　ですからその文言を、それをやっぱり言葉としてどこかに盛り込めないか

なと。

【進士委員長】　これを踏まえてこうやるというのに、本当に入っているんだとは思うんだけど、防災ということを入れたいわけですよね。

【広田委員】　そうですね。

【進士委員長】　わかりました。それは当たり前のことだと思いますし、防潮堤のみでなく、海岸林でもいいとか、いろいろやっていますね、国交省も。何かそういう自然との共生をやっているんでしょう。

【国土交通省環境政策課課長補佐（池田）】　例えば、自然と共生した防災対策、我々も重要だと考えておりますけれども。

【進士委員長】　だから、そこもちょっと後で事務的に研究して、工夫してください。

　あと鷲谷委員。

【鷲谷委員】　今のことに関してなんですけれども、「生態系を活用した防災・減災の手法の一つともなる自然再生は」という表現が適切なのではないでしょうか。国際的な議論にもよく多用、Eco-DRRと訳されるもの、日本では生態系を活用した減災・防災というふうに訳しています。

【進士委員長】　今の肯定的に最後に「ともなる」というのはいいかもね。今やっていないからと批判しているというよりは、そういうことだと、至極当然のことだという。

【環境省自然環境計画課課長（亀澤）】　今ご指摘いただいたところのすぐ下のところで、11ページのコの最後のパラグラフのところに、生態系が有する防災・減災機能のことは書いてはあるんですけれど、そこにもうちょっとはっきり生態系が防災・減災機能を有しているということを書くことも含めて考えたいと思います。

【鷲谷委員】　Eco-DRRを実現する手法としてはいろいろあって、土地利用の計画とかあると思うんですが、自然再生も一つの手法となるというぐらいの書き方がいいのではないでしょうか。自然再生の計画の中に、そういう面を意識して、全体構想とかに入れておけば、かなり有効なEco-DRRも可能なのではないかという印象を持っているものですから。

【環境省自然環境計画課課長（亀澤）】　この部分、書き方で工夫したいと思います。

【進士委員長】　そこも環境省と関係省庁と協力してやってください。

【大和田委員】　私は前回の会議でも発言したと思うんですけれど、11ページの自然再生の役割（繋げていく感性）、これは非常に大事だと思うんですね。ずっと始めのほうから読んでいきまして、「「花鳥風月」や、花見、蛍狩り、月見、紅葉狩り、雪見などの文化や、野焼きなどの維持管理」云々とあります。これは非常に大事なことが書いてある。読んできて、ほっとするんですよね。だから、ここは全部残しておいてほしいなと思っています。

【近藤委員】　これは残しておく。追加されている部分だからいいんですよ。右側が現状で、左側はつけ加えたことですので。先生がおっしゃられたことを、全部つけてあります。

【進士委員長】　誤解があったようですけれど。
じゃあ、よろしいでしょうか。ほかございませんか。
私の希望は、実は、現行よりも短くしたい、もっとコンパクトにしたかったんですが、こうやってどんどん増えるもんですから、やっと事務局としてはこのぐらいでおさまったということでありまして。見直しのポイントがはっきり出されて、新しい自然再生方針というのに、そう問題はないんじゃないかと思いますので、これをパブコメに回して、そしてその後もう一回、パブコメの意見を踏まえてここでご審議していただくというステップがございますので、今日のところはこれでご了承いただければと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

【進士委員長】　ありがとうございます。
それでは、本件については、これで終わりたいと思います。これで今日の議題は終わりですね。
何か、亀澤課長ありましたら。
【環境省自然環境計画課課長（亀澤）】　本日も長時間にわたりましてご議論いただきましてありがとうございました。
1点目の多々良沼・城沼に関しましては、具体的なご意見をたくさんいただきましたので、今後の事業実施に当たって、しっかりと反映していくべきものと考えております。
それから、基本方針の見直しに関しても、大きな方向性に加えて、具体的なポイントについてもご指摘をいただきましたので、今日のご意見を踏まえて修正をして、パブコメにかけて、さらにその後、もう一度先生方にお諮りをしたいというふうに思っております。
それらを踏まえて、一層充実した基本方針にしていきたいと思いますので、今後ともご指導いただければと思います。
本日はどうもありがとうございました。
【進士委員長】　では、皆さんお疲れさまでした。ありがとうございました。